1人の首切りも許さない

2006. 11 No11

東日本NTT関連合同労働組合

東京都千代田区岩本町2-17-4 米澤ビル1階 労働運動セン TEL(03)5820-2070 FAX(03)5820-2080 E-mail info@n kanrou.com http://www.n-kanrou.com

る盛大な結成大会となりました。

大会には山梨県内の仲間、

N関労の関東をはじ

尚

山梨支部結成大会

兵庫、

広島からも駆けつけ、

50名を超え

古屋委員長をはじめ役員を選出しました。

発行責任者: 江尻 昭正

編集責任者:林 信行

成大会が開催されました。

10月28日、

山梨県甲府市でN関労山梨支部結

大会は、

結成までの経過、

運動方針を確認し



私たち 旬にN労組を脱退する 結成しました。8月下 ζ N関労山梨支部を

を脱退し はN労組

とき「あと2年余りだ と助言してくれる方も からがまんすれば・・」 労組を脱退してからは、 思表示をしました。 めにも、自分たちの意 2年だからこそ・・・」 と、悔いを残さないた ありましたが、「あと 君らしい決断だ!」 す。

職・再雇用」をせまら れる職場の仲間も出て くれ!」と励ましてく 「俺の分まで交渉して 25%の賃金カッ 退退 ました。 切りを行いました。 職再雇用という大量首 の統廃合が行われてき 合理化を推し進め職場 カットです。 その後も 雇用後は25%の賃金 NTTは50歳で退

再

全面的にアウトソーシ

(船橋、千葉別館)が

また、

料金業務

ている。 今後干葉総合 ングされるとの話が出

きました。

企業年金問題、

かわないのであれば、 と組合員のためにたた 新しい労働組合でたた たたかう要求を持って かうしかありません。 NTT労組がきちん N関労は、 一人ひと ちに襲 いかか が私た 準 闘 ること

·備が

山梨支部古屋委員長

からは、新たな評価制 金格差は社内でもさら 度を押し付けられ、賃 Ļ に大きくなっています。 さらに06年4月

ています。 交流していきたいと思っ め県内の労組とも連帯・ でなく、全労協をはじ 情報通信産業ばかり

操支部書記長 小田切 関お

博

小田切書記長

山梨支部委員長

ます。 少数労働組合で

りの組合員を大事にし

を深めることができま 指導など、楽しく団結 アコーター による歌唱 意などの仲間の発言や、

大会は10月14日千葉市 にて多くの来賓を迎え 千葉支部第5回定期

今年の4月から導入

月、116 (富士見) 島根委員長から本年8 がソルコへ全面委託さ 10 月 22 日 部大会は 催されました。 神田で開 えました 東京支

て開催しました。

競争を持ち込むもので 現場の労働者の格差と された新評価制度は、

もう我慢できませ

自分の 大会討

必要と訴

06年度新

ビラ配布ができたし、 問題としてストが打て 報告がありました。 会議を持つようになっ 仲間の意識が上がり 組合員として職場に入っ 摩は、満了形を選択し、 間と話しながら、 た」「職場の問題を仲 たことにより、 論は「N関労に加入し た」など活発な討論 てきたことによって に要求している」「多 会社

委託可能であり、 会社のすべての業務は

更な

る労働条件低下の攻撃

すが、 受け入れられると信じ 職場の人たちにきっと 大会のあとは交流レ ています。 私たちの主張が 日包

ブションが開かれ、

ころの思いや今後の決

03 6806 0255

グゼンプション)

要するに「自分の

なるか、

だれでも容

題点は

(ホワイトカラー

I

日本の労働環境に

この制度を現

状

することができる。

規制の適用を除外

うものです。

る

場合は、

労働時

間

した職種に従事す

定 者で、

の年収以上

量で働きなさ

IJ

労使で合

下孝子職業病闘争 東日本前、

頸肩腕障害治療中の、1981年6月19日の不当解雇が ら26年目の秋「NTT木下職業病闘争支援共闘会議」は 秋季連続行動に取り組みました。 東京全労協はじめ都内各 地域の全労協組織 東京地評 国労闘争団等の協力によ る4波の要請行動で、NTT東日本に本争議の早期解決を 要請するとともに、労働団体、争議団、民主団体等から 争議解決要請団体署名450通を突きつけました

さらに、10月25、26日、NTT東日本本社前で、延べ90 名による座り込み行動とで200名近い結集を得ての26日夜 の抗議集会で、NTT東日本に対して、拡がる支援を背景

に、納得の行〈解決まで 闘い続ける決意を訴えま した。

今後も皆様のお力をお 貸し頂き、解決を迫って 行きたいと思います。

事になるでしょう。

連の労働法制

人の世界を再現する



られるとは思えませ 場での就業規則が作

会社が一方的

に

る厚労省・労制審は、8月再以降すでに8回 労働契約法制と労働時間法規を審議してい 対して支払う」といしてではなく成果に賃金は労働時間に対 用すれば結果はどう 07 適 の 省素案)です。その る労働契約法 (厚労 定されようとしてい できます。 奉公人じゃ 労働者は 題 あ なのが新たに制 わ せ Ţ 大きな ない

いわざるを得ません。 際限なく働かされる ということは自明と すなわち

年国会で法案を提出する方向で動いている。

厚労省前行動を行っている。

12月中には労制審の建議をださせ、

易に推し量ることが

見を聴取して経営者

決める。 合がない場合は事業が決める。過半数組 聴取を行い 会の委員) から意見 定している労使委員 の者(現労基法で規 適正に代表する複数 場の全ての労働者を 経営者が

過半数組合や労使委 てきました。 とても労使対等の立 員会の実態を見ても、 し、一方的に作られ 定することができた 会社が一方的に そもそも 就業規 現 在 則 の

行った退職・再雇用 NTTが22年5月に

あると認めた判決を 下しました。 なものではなく、 告全員、業務上必要 ともなう配転は、 11万人リストラ)に 権の濫用で違法で 今 年 7

裁判決に従い、

《3労組共同行動》

問うものである。 月の奥村裁判に続く トラ) に対する反社会 再雇用(11万人リス この判決は、 この判決は、 企業責任を鋭 退 職 · 労働

「からみれば当然の

00年以上も逆戻り

女工哀史と奉公

規定するとなれば、

働契約として法律で 作った就業規則を労

労使関係は一挙に

ないこと・ 行った。 不当配転した労働 札幌地裁判決 控訴をし 全国

対の行動を起こされ

な反 の

ればなりません。

中 た。 の申入れ書を提出し東日本に対して以下 N関労分会・電通労N関労東・東京労組 組の三労組でNTT 間が東日本本社門 前に集まり集会を かわらず30名の仲 方 緊急行動にもか 当日は、風雨の 月 旦



10月6日、NTT東日本本社で

万人リスト 造改革」= 撤廃すること 退職・再雇用制度を に戻すこと 者全員を直ちに すること ラを中 N T T 50歳 _ 地 11 構

再雇用制度撤廃しろ

札 Ν 当配転となつている こと、 合員、 労働者全員を直ちに、 やかに、 訴しないこと、 退職・再雇用制度を 地元に戻すこと、 要性がなく、全国不 務上の必要性がなく、 いる比組合員、 長距離通勤となつて 、Y組合員を速 Hs組合員、Ht組 業務上の必 地元に戻す

長距離通勤者を地元へ戻せ NTT東へ申入れ》

る場合は組合から

は過半数の とする。

3組合が

あ

9-29札幌地裁全面勝訴

配転は人事権

の乱用」

然業規則

その主たるもの

労使間

の

労

働 契

NTT東日本会社に 関労東は、10月 TT東日本は、て申し入れた。 配転が労働者だけに判決であり、かかる とし、4項目につい を社会的にも明らか にしたものである。 せるものであること 一方的に痛みを伴わ

を行った。

「9月札幌地裁は

次のような「申入れ」

Ν

撤廃すること。